

○近江八幡市ごみステーション設置基準

平成25年9月24日

告示第180号

改正 平成31年2月21日告示第31号

(目的)

第1条 この基準は、近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成22年近江八幡市条例第256号）第21条及び近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（平成23年近江八幡市規則第23号。以下「規則」という。）第9条第3項に規定するごみステーションに関し必要な事項を定めるものとする。

（平31告示31・一部改正）

(定義)

第2条 この基準において「ごみステーション」とは、市民が家庭生活を営む上で日常的に排出される家庭廃棄物のうち、規則第6条の排出基準を厳守した別に定める廃棄物を市が行う家庭廃棄物の定期収集に引き渡す場所をいう。

（平31告示31・一部改正）

(設置基準)

第3条 ごみステーションの設置に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみステーションは、おおむね30世帯以上で1箇所とすること。
- (2) 収集車両が通行可能な道路に面し、交通に支障をきたさない場所とすること。ただし、収集車両が敷地内に侵入し、収集作業が容易にできる場合は、この限りでない。
- (3) ごみの集積庫を設置するときは、世帯数に0.16平方メートルを乗じて得た面積以上とし、最低有効面積は、3平方メートルとすること。
- (4) ごみの集積庫は、開口部から見て横長とし、有効開口幅は900ミリメートル以上、有効開口高は1,800ミリメートル以上とすること。
- (5) ごみの集積庫の前方又は側方に、資源ごみを回収するための容器（650ミリメートル×450ミリメートル×3基、700ミリメートル×700ミリメ

ートル×1基)を設置するスペースを設けること。

(6) 風、鳥獣等によりごみが散乱しない構造とすること。

(平31告示31・一部改正)

(新設又は分割)

第4条 ごみステーションは、既設のごみステーションを利用することを基本とし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ごみステーションを分割し、又は新たなごみステーションを設置するものとする。

(1) 既設のごみステーションの利用世帯数が増加し、分割したときに各ごみステーションの利用世帯数がおおむね30世帯以上となるとき。

(2) おおむね30世帯以上の宅地開発に伴うとき。

(3) その他特に市長が必要と認めたとき。

2 ごみステーションの管理者は、ごみステーションを新たに設置、廃止又は変更するときは、近江八幡市ごみステーション設置(新規・変更・廃止)届出書(別記様式)を市長に届け出なければならない

3 前項に規定するごみステーションの管理者は、次に掲げるものをいう。

(1) 自治会、自治会と同等の機能を有する団体又はごみステーションを利用しようとする者の集合体

(2) 集合住宅等の所有者又は管理を委託された者

(3) 宅地開発を行う者

(平31告示31・一部改正)

(管理)

第5条 ごみステーションの管理は、当該ごみステーションの管理者又は利用者(当該ごみステーションを利用して市が行う家庭廃棄物の定期収集を受けようとする者で、管理者の承諾を得たものをいう。以下同じ。)(以下「管理者等」という。)が行わなければならない。

2 ごみステーションの管理者は、利用者がごみの排出基準及び別に定めるごみステーションに関するルール及びマナーを厳守するよう周知しなければならない。

3 ごみステーションの利用者は、ごみの排出基準及び別に定めるごみステーション

に関するルール及びマナーを厳守しなければならない。

- 4 ごみステーションの管理者がごみステーションの管理に関して、第2項の規定に基づきごみステーション毎に管理規則等を設けるときは、事前に廃棄物主管課に協議し承認を得なければならない。
- 5 ごみステーションを施錠するときは、管理者等が収集日の午前8時までに開錠しなければならない。
- 6 管理者等は、周辺環境の保全に努め、ごみステーションが常に利用しやすいように清掃を行うなど、適正に維持管理しなければならない。
- 7 市が行う家庭廃棄物の定期収集において、排出基準等が厳守されない等の理由で回収されない廃棄物については、管理者等が適正に処理しなければならない。

(平31告示31・一部改正)

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、ごみステーションの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この基準の適用の日の前日までに設置されたごみステーションは、この基準により設置されたものとみなす。

付 則 (平成31年告示第31号)

この基準は、告示の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

近江八幡市ごみステーション設置（新規・変更・廃止）届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

（届出者）住 所

氏 名 印

連絡先

近江八幡市ごみステーション設置基準第4条第2項の規定により、次のとおり届け
出ます。

届 出 内 容	<input type="checkbox"/> 新規設置 <input type="checkbox"/> 変更（移設等） <input type="checkbox"/> 廃止
ごみステーション番号 ※変更・廃止の場合	No.
設 置 理 由	
設 置 場 所	近江八幡市 町 （添付地図参照）
収 集 品 目	<input type="checkbox"/> 燃えるごみ <input type="checkbox"/> 燃えないごみ <input type="checkbox"/> 資源ごみ
利用世帯数	世帯
収集開始希望日 （廃止日）	年 月 日
備 考	

- （注） 1 収集開始は、届出後2週間程度かかります。
- 2 分別排出等のごみ出しルールが守られない場合は、収集を中止し、又はステーションを廃止することがあります。

開発行為に関する概要（※）

開発概要	所在地	近江八幡市 町
	戸数	
	名称	

私たちは、ごみステーション設置（新規・変更・廃止）届出書に付する条件の内容について信義誠実に履行しますので、以下に記名押印し届け出ます。なお、条件の内容が履行されない場合は、ごみステーション設置（新規・変更・廃止）届等に関する承認を取り消されても異議を申し立てません。その後は、利用者、事業者等の責任においてごみを適正に処理します。また、周辺の開発、入居等に伴う新規利用者の受入れ及び今後近江八幡市が行うごみステーションの統廃合を含めた廃棄物処理の施策に協力します。

自治会長 住所
氏名 印
連絡先

土地所有者 住所
氏名 印
連絡先

管理責任者 住所
氏名 印
連絡先

開発事業者（※） 住所
氏名 印
連絡先

事前協議者（※） 住所
氏名 印
連絡先

（※）開発行為に伴うごみステーション設置時のみ記入

(ごみステーション設置(新規・変更・廃止)届出書に付する条件)

- 1 ごみステーション設置(新規・変更・廃止)届出書に必要な協議及び手続等は、届出者が行うこと。本届出書には、土地利用計画平面図(ごみステーションの位置及び面積を明記したもの)及び位置図を添付すること。
- 2 土地及び建物の所有者、開発行為を行う事業者並びに宅地又は建物の販売、賃貸借契約又は管理に携わる事業者(以下「事業者等」という。)は、本届出書の内容について当該開発地域が属する自治会及びごみステーションの管理者と協議し、合意を得ること。
- 3 ごみステーションの管理は、事業者等が土地及び建物の購入者又は賃貸借契約者に、ごみステーションの利用に関するルール及びマナーの説明を行い、利用者に自主的に行わせること。
- 4 ごみステーションを設置又は管理する者は、常に利用状況を把握すること。
- 5 ごみステーションは、次の要件を満たすこと。
 - (1) 対象ごみ 燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ
 - (2) 対象区域 周辺世帯を含むおおむね30世帯以上の区域(地域のごみステーションとする。)
 - (3) 位置 道路に面し作業のしやすい位置とする。交通渋滞等が予想される場合は、開発地内で収集作業ができること。
 - (4) 保管面積 利用世帯以上のごみが保管できること(世帯数×0.16㎡を基準とする。)
 - (5) 自己処理 直接廃棄物処理施設へ搬入し、又は可業者に委託して適正に処理すること。(ただし、事業系一般廃棄物となる。)
 - (6) その他 鳥獣や風による散乱等がないこと。
- 6 上記事項、協議書の内容並びに次の条例及び規則を遵守すること。
 - (1) 近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例・同施行規則
 - (2) 近江八幡市環境保全に関する条例・同施行規則
 - (3) 近江八幡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例・同施行規則